第 60 回

原子炉主任技術者試験(筆記試験)

原子炉に関する法令

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及びその関係法令等につき解答せよ。 以下の問いにおいて、「原子炉等規制法」とは、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」をいう。

6問中5問を選択して解答すること。(各問20点:100点満点)

- (注意)(イ) 解答用紙には、問題番号のみを付して解答すること。 (問題を写し取る必要はない。)
 - (ロ) 1問題ごとに1枚の解答用紙を使用すること。

平成30年3月14日

第1問 次の文章は、実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則、研究開発段階発電用原子炉に係る発電原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則及び試験研究の用に供する原子炉等に係る試験研究用等原子炉設置者の設計及び工具に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則のうち、経営責任者の関与、管理責任者及び不適合の管理に関するものである。文章中の に入る適切な語句を選択肢から1つ選び、対応する番号とともに記せ。2つ以上選んだ場合には、全ての解答を無効とする。なお、同じ番号の には、同じ語句が入る。 [解答例] ②一(リ)	月月上り異
(経営責任者の関与)	
第八条 経営責任者は、品質管理監督システムの確立及び実施並びにその実効性の維持に指導力及	ž
び責任を持って関与していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証しなければなられ	
l ν _o	
一 ① を定めること。	
二 ② が定められているようにすること。	
三 ③ を醸成するための活動を促進すること。	
四 第十七条第一項に規定する照査を実施すること。	
五 ④ が利用できる体制を確保すること。	
六 ⑤ を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を、保安活動を実施する	5
者(以下「職員」という。)に周知すること。	
(管理責任者)	
第十四条 経営責任者は、品質管理監督システムを管理監督する責任者(以下「管理責任者」とい	`
う。)に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えなければならない。	
一 <a>⑥ が確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	
二 品質管理監督システムの ⑦ 及びその ⑧ について経営責任者に ⑨ すること。	
三 部門において、 ⑤ を遵守することその他原子力の安全を確保することについての ⑩	
が向上するようにすること。	
(不適合の管理)	
第五十一条 原子炉設置者は、要求事項に ⑩ 個別業務又は原子炉施設が ⑫ ことを防ぐよう	
当該個別業務又は原子炉施設を ⑬ し、これが管理されているようにしなければならない。	, `
2 原子炉設置者は、不適合の処理に係る管理及びそれに関連する責任及び権限を ④ に定めた	5
ければならない。	
3 原子炉設置者は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理しなければならない。	
一 ⑤ 不適合を除去するための措置を講ずること。	
二 個別業務の実施、原子炉施設の使用又は ⑥ の次の段階に進むことの承認を行うこと (I	Ţ
下「⑯」という。)。	
三 本来の意図された使用又は適用ができないようにするための措置を講ずること。	

- 四 個別業務の実施後に不適合を ⑰ 場合においては、その不適合による ⑱ 又は起こり得る ⑱ に対して適切な措置を講ずること。
- 4 原子炉設置者は、不適合の内容の <a>® 及び当該不適合に対して講じた措置(<a>® を含む。) <a>の <a>® を作成し、これを管理しなければならない。
- 5 原子炉設置者は、不適合に対する修正を行った場合においては、修正後の個別業務等要求事項 への適合性を実証するための ② を行わなければならない。

- (ア) 品質保証計画書 (イ) 品質方針 (ウ) 品質目標 (エ) マニュアル (オ) 安全文化
- (カ) 規範意識 (キ) 資金 (ク) 資源 (ケ) 保安規定 (コ) 関係法令 (サ) プロセス
- (シ)業務評価 (ス)有効性 (セ)実施状況 (ソ)改善の必要性 (タ)報告
- (チ) 上申 (ツ) 認識 (テ) 意識 (ト) 適合しない (ナ) 満足しない (ニ) 使用される
- (ヌ) 放置される (ネ) 識別 (ノ) 分別 (ハ) 手順書 (ヒ) 業務指示書
- (フ)発見された (ヘ)問題とされた (ホ)特殊承認 (マ)特別採用 (ミ)放置した
- (ム) 発見した (メ) 損失 (モ) 影響 (ヤ) 記録 (ユ) 報告 (ヨ) 再検証
- (ラ) 有効性確認

第2問

(1) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第九十二条、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第八十七条及び試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十五条にそれぞれ定められている保安規定に記載する事項において、原子炉施設の運転及び管理を行う者に対する保安教育の内容について、5つの項目が規定されているが、その全てについて答えよ。

[解答例] 記録の保存に関すること

- (2) 原子炉主任技術者などに関する以下の間に答えよ。
 - 1) 試験研究用等原子炉主任技術者は、原子炉主任技術者免状を有する者のうちから選任することになっているが、発電用原子炉主任技術者は、原子炉主任技術者免状を有する者であって、原子力規制委員会規則で定める実務経験を有するもののうちから選任することになっている。この実務経験として正しいものを4つ選べ。5つ以上選んだ場合には、全ての解答を無効とする。
 - ① 発電用原子炉施設の放射線管理に関する業務に従事した期間
 - ② 発電用原子炉施設の設計及び工事に関する業務に従事した期間
 - ③ 発電用原子炉施設の品質保証に関する業務に従事した期間
 - ④ 発電用原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務に従事した期間
 - ⑤ 発電用原子炉施設の工事又は保守管理に関する業務に従事した期間
 - ⑥ 発電用原子炉の燃料管理に関する業務に従事した期間
 - (7) 発電用原子炉の運転に関する業務に従事した期間
 - ⑧ 発電用原子炉の保守管理に関する業務に従事した期間
 - ⑨ 発電用原子炉施設の放射性廃棄物管理に関する業務に従事した期間
 - ⑩ 発電用原子炉施設の従事者の保安教育に関する業務に従事した期間
 - ① 発電用原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務に従事した期間
 - ② 発電用原子炉の緊急時における活動に関する業務に従事した期間
 - 2) 上記1)の実務経験の通算期間として正しいものを1つ選べ。2つ以上選んだ場合には、 全ての解答を無効とする。
 - ① 1年以上
 - ② 2年以上
 - ③ 3年以上
 - ④ 4年以上
 - ⑤ 5年以上

- 3) 原子炉主任技術者を選任したときは、原子力規制委員会に届け出なければならない。届け 出る期間として正しいものを1つ選べ。2つ以上選んだ場合には、全ての解答を無効とする。
 - ① 選任した日の前日まで
 - ② 選任した日まで
 - ③ 選任した日から10日以内
 - ④ 選任した日から30日以内
 - ⑤ 選任した日から60日以内
- 4) 原子炉主任技術者の義務等として原子炉等規制法に記載されているものとして正しいものを2つ選べ。3つ以上選んだ場合には、全ての解答を無効とする。
 - ① 原子炉主任技術者は、誠実にその職務を遂行しなければならない。
 - ② 原子炉主任技術者は、上位者等との関係において独立性を確保しなければならない。
 - ③ 原子炉の運転に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。
 - ④ 原子炉主任技術者は、職務の範囲及びその内容並びに保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けを明確にしなければならない。
 - ⑤ 原子炉施設の従事者は、原子炉主任技術者が保安の監督に支障をきたすことがないようにその指示に従わなければならない。
 - ⑥ 原子炉主任技術者は、保安の監督の責務を十全に果たさなければならない。
- 5) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則に規定されている発電用原子炉設置者が、 発電用原子炉の運転に関して講じなければならない措置の記載として間違っているものを 2つ選べ。3つ以上選んだ場合には、全ての解答を無効とする。
 - ① 発電用原子炉の運転の訓練のために運転を行う場合は、訓練を受ける者が守るべき事項を定め、原子炉主任技術者の監督の下にこれを守らせること。
 - ② 発電用原子炉の運転に必要な構成人員がそろっているときでなければ運転を行わせないこと。
 - ③ 非常の場合に講ずべき処置を定め、これを運転員に守らせること。
 - ④ 前号の構成人員(②に記載の構成人員をいう。)のうち運転責任者は、発電用原子炉の運転に必要な知識、技能及び経験を有している者であって、かつ、原子力規制委員会が告示で定める基準に適合したものの中から選任すること。
 - ⑤ 発電用原子炉の運転に必要な知識を有する者に運転を行わせること。
 - ⑥ 運転開始に先立って確認すべき事項、運転の操作に必要な事項及び運転停止後に確認 すべき事項を定め、これを運転責任者に守らせること。

第3問 次の文章は、原子炉等規制法第六十二条の三の規定に基づき、原子炉設置者が原子力規制委員会に報告しなければならない事故、故障等の事象として、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第百三十四条の各号に定められている事項である。文章中の に入る適切な語句又
は数値を選択肢から1つ選び、対応する番号とともに記せ。2つ以上選んだ場合には、全ての解答を無効とする。なお、同じ番号のには、同じ語句又は数値が入る。 〔解答例〕②一(リ)
(事故故障等の報告)
第百三十四条 法第六十二条の三の規定により、発電用原子炉設置者(旧発電用原子炉設置者等を
含む。以下次条及び第百三十六条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、
その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を ① 日以内に原子力規制委員会に報告しな
ければならない。
一 ② の盗取又は所在不明が生じたとき。
二 ③ 中において、発電用原子炉施設の故障により、 ③ が停止したとき若しくは ③
を停止することが必要となったとき又は ④ パーセントを超える ⑤ が生じたとき若し
くは ⑤ が必要となったとき。ただし、次のいずれかに該当するときであって、当該故障の
状況について、発電用原子炉設置者の公表があったときを除く。
イ 施設定期検査の期間であるとき(当該故障に係る設備が ③ 停止中において、機能及び (な話の)や沢さな歌 オステトができない まのに関え)
作動の状況を確認することができないものに限る。)。 ロ ⑥ を逸脱せず、かつ、当該故障に関して変化が認められないときであって、発電用原
子炉設置者が当該故障に係る設備の点検を行うとき。
ハ ⑥ に従い出力変化が必要となったとき。
三 発電用原子炉設置者が、安全上重要な機器等又は ⑦ に属する機器等の点検を行った場合
において、当該安全上重要な機器等が技術基準規則第十七条若しくは第十八条に定める基準に
適合していないと認められたとき、当該 ⑦ に属する機器等が技術基準規則第五十五条若し
くは第五十六条に定める基準に適合していないと認められたとき又は発電用原子炉施設の安
全を確保するために必要な機能を有していないと認められたとき。
四 8 により安全上重要な機器等又は ⑦ に属する機器等の故障があったとき。(略)
五 前三号のほか、発電用原子炉施設の故障 (③ に及ぼす支障が軽微なものを除く。) によ
り、 <u>⑥</u> を逸脱したとき、又は <u>⑥</u> を逸脱した場合であって、当該逸脱に係る <u>⑨</u> で定
める措置が講じられなかったとき。
六 発電用原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、気体状の ⑩ の排気施
設による排出の状況に異状が認められたとき又は液体状の <u>⑩</u> の排水施設による排出の状況に異状が認められたとき。
近に共仏が認められたとさ。 七 (略)
八 (略)
九 ② 又は ② によって汚染された物(以下この項において「② 等」という。)が ⑩ 外で漏えいしたとき。
十 発電用原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、② 等が ⑪ 内で漏
えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき(漏えいに係る場所について ② 、鍵
の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が ⑪ 外に広がったときを除く。)を

除く。

- イ 漏えいした液体状の ② 等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための ③ の外に拡大しなかったとき。
- ロ 気体状の ② 等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る ④ の機能が適正 に維持されているとき。
- ハ 漏えいした ② 等の放射能量が微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。
- 十一 発電用原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、 ① に立ち入る者について被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る ⑤ が放射線業務従事者にあっては ④ ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあっては ⑥ ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき。
- 十二 放射線業務従事者について第七十九条第一項第一号の ⑰ を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。
- 十三 挿入若しくは引抜きの操作を現に行っていない ® が当初の管理位置 (⑨ に基づいて発電用原子炉設置者が定めた ® の操作に係る文書において、 ® を管理するために一定の間隔に基づいて設定し、表示することとされている ® の位置をいう。以下同じ。)から他の管理位置に移動し、若しくは当該他の管理位置を通過して動作したとき又は全挿入位置(管理位置のうち ® が最大限に挿入されることとなる管理位置をいう。以下同じ。)にある ® であって挿入若しくは引抜きの操作を現に行っていないものが全挿入位置を超えて更に挿入される方向に動作したとき。ただし、燃料体が炉心に装荷されていないときを除く。
- 十四 前各号のほか、発電用原子炉施設に関し ⑩ (放射線障害以外の障害であって ⑩ を 必要としないものを除く。)が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

- (7) 十 (4) 五 (9) 0. 五 (x) (x) 0. -
- (カ) 一. 五 (キ) 火災 (ク) 地震 (ケ) 保安規定 (コ) 保全規定
- (サ) 核燃料物質 (シ) 核原料物質 (ス) 放射性廃棄物 (セ) 放射性物質
- (ソ) 制御棒 (タ) 燃料集合体 (チ) 発電用原子炉の運転
- (ツ) 原子炉の運転 (テ) 発電用原子炉の出力変化 (ト) 発電用原子炉の障害
- (ナ) 運転上の制限 (ニ) 常設重大事故等対処設備 (ヌ) 重大事故等対処設備
- (ネ) 非常用事故対処設備 (ノ) 監視設備 (ハ) 換気設備 (ヒ) 入院治療
- (フ) 通院 (ヘ) 保全区域 (ホ) 管理区域 (マ) 堰 (ミ) 障壁
- (ム) 人の立入制限 (メ) 作業員の立入 (モ) 実効線量 (ヤ) 線量限度
- (ユ)人の障害 (ヨ)施設の障害 (ラ)被ばく線量

文の一部である。文章中の に入る適切な語句を番号とともに記せ。なお、同じ番号の には、同じ語句が入る。
〔解答例〕 ②一東京
(1) 「原子炉等規制法」について
(許可の基準)
第四十三条の三の六 原子力規制委員会は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、
その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしては
ならない。
一 発電用原子炉が ① の目的以外に利用されるおそれがないこと。
二 その者に発電用原子炉を ② するために必要な ③ 及び ④ があること。
三 その者に重大事故 (発電用原子炉の ⑤ その他の原子力規制委員会規則で定める重大な
事故をいう。第四十三条の三の二十二第一項及び第四十三条の三の二十九第二項第二号にお
いて同じ。)の ⑥ 及び ⑦ の防止に必要な措置を実施するために必要な ③ その他
の発電用原子炉の ⑧ を適確に遂行するに足りる ③ があること。
四 発電用原子炉施設の ⑨ が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は
発電用原子炉による ⑩ の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める
基準に適合するものであること。
2 (略)
3 原子力規制委員会は、前条第一項の許可をする場合においては、あらかじめ、第一項第一号
に規定する基準の適用について、 ① の意見を聴かなければならない。
(工事の計画の認可)
第四十三条の三の九 発電用原子炉施設の ② 又は ② の工事(核燃料物質若しくは核燃料
物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による ⑩ の防止上特に支障がないものとし
て原子力規制委員会規則で定めるものを除く。)をしようとする発電用原子炉設置者は、原子
力規制委員会規則で定めるところにより、当該工事に ⑬ する前に、その工事の計画につい
て原子力規制委員会の認可を受けなければならない。ただし、発電用原子炉施設の ⑭ が
⑤ し、若しくは ⑥ した場合又は ⑥ の場合において、やむを得ない ⑧ な工事と
してするときは、この限りでない。
2 前項の認可を受けた者は、当該認可を受けた工事の計画を ② しようとするときは、原子
力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

第4問 次の文章は、原子炉等規制法及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則における条

ただし、当該 ② が原子力規制委員会規則で定める ③ なものであるときは、この限りでない。

(2) 「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」について

(重大事故)

第四条 法第四十三条の三の六第一項第三号の原子力規制委員会規則で定める重大な事故は、次に掲げるものとする。

- **- 5**
- 二 核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は ⑩

第5問
(1) 次の文章は、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規
則における条文の一部である。文章中の に入る適切な語句を番号とともに記せ。なお、
同じ番号のには、同じ語句が入る。
〔解答例〕 ⑪-東京
(,-! }- - - -
(定義)
第二条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する
法律(以下「法」という。)において使用する用語の例による。
2 この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一~三(略)
四 「設計基準事故」とは、発生頻度が ① より低い異常な状態であって、当該状態が発生
した場合には発電用原子炉施設から②の放射性物質が放出するおそれがあるものとし
て安全設計上③ すべきものをいう。
五~十(略)
十一 「重大事故等対処施設」とは、重大事故に至るおそれがある事故(① 及び設計基
準事故を除く。以下同じ。) 又は重大事故(以下「重大事故等」と総称する。) に対処する
ための機能を有する施設をいう。
十二 「特定重大事故等対処施設」とは、重大事故等対処施設のうち、 ④ による ⑤ の
衝突その他の ⑥ により ⑦ するおそれがある場合又は ⑦ した場合において、
⑧ による工場等外への放射性物質の ⑨ 放出を ⑩ するためのものをいう。
(2) 次の文章は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則における条文の一部である。
大奈中の アファ宮切りまたた選択吐みとす (選び) 特代ナフ乗り しょと記し 0.0

(2) 次の文章は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則における条文の一部である。 文章中の に入る適切な語句を選択肢から1つ選び、対応する番号とともに記せ。2つ 以上選んだ場合には、全ての解答を無効とする。なお、同じ番号の には、同じ語句が 入る。

〔解答例〕 ①一東京

(危険時の措置)

- 一 発電用原子炉施設に ② が起こり、又は発電用原子炉施設に ③ するおそれがある場 合には、(略)又は ③ の防止に努めるとともに直ちにその旨を ④ に通報すること。 二 核燃料物質を他の場所に移す ⑤ がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移 し、その場所の周囲にはなわ張り、|⑥ |等を設け、かつ、|⑦ |を付けることにより、関 係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。 三 8 の発生を防止するため必要がある場合には、発電用原子炉施設の内部にいる者及び 付近にいる者に避難するよう警告すること。 四 (略)
- 五 8 を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合には、速やかに 9 し、避難さ せる等 ⑩ を講ずること。
- 六 その他 ⑧ を防止するために必要な措置を講ずること。

- (ア) 地震 (イ) 津波 (ウ) 火災 (エ) 余裕 (オ) 時間
- (カ) 救出 (キ) 処置 (ク) 至急の措置 (ケ) 応急の措置
- (コ) 警察官 (サ) 延焼 (シ) 自衛官 (ス) 消防吏員
- (セ) 拡大 (ソ) 緊急の措置 (タ) 標識 (チ) 見張人
- (ツ) 警報器 (テ) 放射線障害 (ト) 外部被ばく

第6問	次の文章は、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則のうち、廃棄物処
	理設備及び廃棄物貯蔵設備に関する条文の抜粋である。文章中の に入る適切な語句を
	選択肢から1つ選び、対応する番号とともに記せ。2つ以上選んだ場合には、全ての解答を
	無効とする。なお、同じ番号のには、同じ語句が入る。
	[解答例] ②1-(ヤ)
(廃	棄物処理設備等)
第	三十九条 工場等には、次に定めるところにより放射性廃棄物を処理する設備(排気筒を含
Č	み、次条及び第四十三条に規定するものを除く。)を施設しなければならない。
-	一 ① の外の ② 及び ① の境界における ③ の放射性物質の濃度が、それぞれ原
	子力規制委員会の定める濃度限度以下になるように発電用原子炉施設において発生する放射
	性廃棄物を処理する能力を有するものであること。
-	二 放射性廃棄物以外の廃棄物を処理する設備と区別して施設すること。ただし、放射性廃棄
	物以外の ④ の廃棄物を ④ の放射性廃棄物を処理する設備に導く場合において、
	④ の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の廃棄物を取り扱う設備に ⑤ するおそれが
	ない場合は、この限りでない。
=	三 放射性廃棄物が ⑥ 構造であり、かつ、放射性廃棄物に含まれる ⑦ の影響その他の
	負荷により著しく ⑧ しないものであること。
[四 ⑨ の放射性廃棄物を処理する設備は、第四十三条第三号の規定に準ずるほか、 ⑩
	以外の箇所において
-	五 ④ の放射性廃棄物及び原子炉冷却材圧力バウンダリ内に施設されたものから発生す
	る高放射性の ① の放射性廃棄物を工場等内において運搬するための容器は、取扱中にお
	ける ② その他の負荷に耐え、かつ、容易に ③ ものであること。ただし、管理区域内
	においてのみ使用されるものについては、この限りでない。
7	六 前号の容器は、内部に放射性廃棄物を入れた場合に、 <u>⑭</u> を防止するため、その表面の
	⑤ 及びその表面から一メートルの距離における ⑤ が原子力規制委員会の定める
	⑤ を超えないよう、 ⑥ できるものであること。ただし、管理区域内においてのみ使
	用されるものについては、この限りでない。
2	④ の放射性廃棄物を処理する設備が設置される放射性廃棄物処理施設 (④ の放射性
J	廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。以下この項において同じ。)は、次に定
ð	めるところにより施設しなければならない。
-	一 放射性廃棄物処理施設内部の床面及び壁面は、 ④ の放射性廃棄物が ⑥ 構造である
	こと。

一 お射性感素物の理な乳肉がの皮素は、皮素の傾斜では皮素に乳はされた準の傾斜により
二 放射性廃棄物処理施設内部の床面は、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により
④ の放射性廃棄物が排液受け口に導かれる構造であり、かつ、 ● の放射性廃棄物
(<u>⑨</u> のものを除く。以下同じ。)を処理する設備の周辺部には、 <u>④</u> の放射性廃棄物 ———
の漏えいの拡大を防止するための ⑰ が施設されていること。
三 放射性廃棄物処理施設外に通じる ⑧ 又はその周辺部には、 ④ の放射性廃棄物が放
射性廃棄物処理施設外へ漏えいすることを防止するための ① が施設されていること。た
だし、放射性廃棄物処理施設内部の床面が隣接する発電用原子炉施設の床面又は地表面より
低い場合であって、放射性廃棄物処理施設外へ漏えいするおそれがない場合は、この限りで
ない。
四 工場等外に排水を排出する排水路(湧水に係るものであって放射性物質により汚染するお
それがある管理区域内に開口部がないもの並びに排水監視設備及び放射性物質を含む排水を
安全に処理する設備を施設するものを除く。)上に放射性廃棄物処理施設内部の床面がない
よう、施設すること。
3 第一項第五号の ④ の放射性廃棄物を運搬するための容器は、第二項第三号に準じて
④ の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するように施設しなければならない。ただし、管
理区域内においてのみ使用されるもの及び漏えいするおそれがない構造のものは、この限りで
tavo.
(廃棄物貯蔵設備等)
第四十条 放射性廃棄物を貯蔵する設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。
一 19 に発生する放射性廃棄物を貯蔵する容量があること。
二 放射性廃棄物が ⑥ 構造であること。
三 崩壊熱及び ② により発生する熱に耐え、かつ、放射性廃棄物に含まれる ⑦ の影響
その他の負荷により著しく ⑧ しないこと。
2
3 前条第二項の規定は、 ④ の放射性廃棄物を貯蔵する設備が設置される放射性廃棄物処理
施設について準用する。この場合において、「④の放射性廃棄物を処理する設備」とある
のは「④の放射性廃棄物を貯蔵する設備」と読み替えるものとする。

- (ア)塀 (イ)気体状 (ウ)通常運転時 (エ)排気筒の出口 (オ)腐敗 (カ)密閉
- (キ)線量 (ク)流体状 (ケ)原子炉建屋 (コ)堰 (サ)固形 (シ)停止時
- (ス)腐食 (セ)漏えいし難い (ソ)溢水 (タ)放射線障害 (チ)変形しない
- (ツ)出入口 (テ)水中 (ト)通路 (ナ)遮蔽 (ニ)線量当量率 (ヌ)破損しない
- (ネ)固体状 (ノ)周辺監視区域 (ハ)落下 (ヒ)化学薬品 (フ)逆流
- (へ)拡散し難い (ホ)酸化物 (マ)空気中 (ミ)衝撃 (ム)液状
- (メ)放射線の照射 (モ)敷地境界